

理事及び理事長選挙執行規程

(この規程の目的)

第 1 条 理事及び理事長の選挙に関しては、法令及び規約に規定するものの外、この規程の定めるところによる。

(選挙の時期)

第 2 条 理事の選挙は組合会の議員の総選挙によって当選人の確定後直ちに行うものとする。但し、特別の事情がある場合にはその日以後 10 日以内に行うことが出来る。この場合においては、理事長は、選挙の期日を定めなければならない。

(公 告)

第 3 条 理事長は選挙の期日前に、投票、開票の日時及び選挙会場並びに選挙すべき理事の数を公告し、選挙又は選定された議員がその旨を確認出来るようにしなければならない。

(理事選挙の選挙長)

第 4 条 選挙長は現理事長をもって充てる。

2. 理事長に故障があるときは当組規約第 39 条の規定により理事長の職務を行う者をもって充てる。
3. 選挙長は選定議員及び互選議員の中からそれぞれ 1 人以上選挙立会人を指名しなければならない。

(投票の方法)

第 5 条 理事の選挙は選定議員、互選議員各別にこれを行う。

2. 投票用紙は選挙の当日選挙会場において選挙人に交付しなければならない。
3. 投票用紙の様式は別に定める。
4. 投票は 1 人 1 票とし、選挙人は選挙会場において投票用紙に自ら選挙すべき理事の定数以下の被選挙人の氏名を記載して投票しなければならない。
5. 投票用紙には選挙人の氏名を記載してはならない。
6. 選挙人がやむを得ない事由により選挙の当日自ら選挙会場に行き投票することが出来ない場合においては、予め選挙長から投票用紙及び投票用封筒の交付を受け、投票用紙に自ら選挙すべき理事の定数以下の被選挙人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ封いんし、更にこれを他の封筒に入れ封いんし、その裏面に署名し且つ投票中の旨を明記して、開票する時刻迄に到着するように選挙長に送付しなければならない。

(投票の点検、開票)

第 6 条 投票が終わった時は選挙長は直ちに選挙立会人とともに投票を点検し開票しなければならない。

(有効票の決定)

第 7 条 投票の効力は選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。その決定に当っては第 8 条の規定に反しない限りにおいてその投票を有効とする。

(無効投票)

第 8 条 次の投票は無効とする。

1. 正規の用紙を用いないもの
2. 増員選挙、再選挙又は補欠選挙の場合においては、現に理事の職にあるものの氏名を記載したもの
3. 一投票中にその選挙において選挙すべき理事の定数を超える被選挙人の氏名を記載したもの
4. 被選挙人の何人を記載したか確認し難いもの
5. 互選人でない者の氏名を記載したもの
6. 被選挙人の氏名の外、他事を記載したもの。但し、職場の地位、住所又は敬称の類を記載したものはこの限りでない
7. 開票時刻以後における投票又は投票の到達したもの
8. 被選挙人の氏名を自署しないもの

(当選人の決定)

第 9 条 有効投票の多数を得たものをもって当選人とする。

2. 得票数が同じである時は抽選で定める。

(当選の告知と公告)

第 10 条 当選人が決ったときは、選挙長は直ちに当選人の氏名、所属事業所名及び得票総数を、理事長に報告しなければならない。

2. 前項の報告があったときは、理事長は直ちに当選人にその旨を告知し、且つ、当選人の氏名及び所属事業所名を公告しなければならない。
3. 当選人が当選を辞退しようとするときは、当選の告知を受けた日から 5 日以内にその旨を選挙長に申し出なければならない。

(再 選 挙)

第 1 1 条 選挙すべき理事の数に足る当選人を得ることが出来ない時はその不足の員数について再選挙を行う。

(繰 上 当 選)

第 1 2 条 当選人が当選を辞したとき、選挙の期日後において被選挙権がなくなったとき、又は死亡者であったときは、得票者で当選人とならなかった者の中から順次当選人を定めなければならない。

(補 欠 選 挙)

第 1 3 条 理事の欠員につき前条の規定により当選人を定めることが出来ないときは、理事長は選挙の期日について理事会の決定をまってこれを通知し、補欠選挙を行わせなければならない。

(選 挙 録)

第 1 4 条 選挙長は選挙録を作り選挙会のでん末を記載し、選挙立会人とともに署名しなければならない。

2. 選挙録は組合事務所においてその選挙にかかる理事の任期内保存しなければならない。

(理事長選挙)

第 1 5 条 理事の当選人が確定したときは、直ちに理事長の選挙を行う。

2. 前項の選挙長は選定議員により互選された理事の中から理事が選挙する。
3. 第 3 条から前条迄の規定は第 4 条第 1 項、第 2 項の規定を除き理事長の選挙の場合にこれを準用する。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

平成 2 7 年 3 月 1 日一部改正実施（理事長選挙における選挙長選任の明確化等）

2 0 2 1（令和 3）年 3 月 1 日一部改正実施（軽微な文言修正）